第三条第一項の表中「荷さばき所」の下に「、配送用作業施設」を加える。

第四条第一項の表中「荷さばき所」の下に「、配送用作業施設」を加え、「及び保蔵」を「、保蔵又は加工」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十一号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千五百三十三億円」を「千八百二十七億円」に、「二千百六十三億円」を「三千八百七億円」に、「十一万七千八百三十七分の十一万七千三百九十八」を「十一万六千百九十三分の十一万五千五百九十六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十二号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十三号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「二十四人」を「三十六人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「十四万五千四百二十円」を「十五万二十円」に、「五万三千七百円」を「五万五千四百円」に、「五万五千円」を「五万六千三百三十円」に、「三万五千七百六十円」を「三万六千九百円」に、「一万七千九百四十円」を「一万八千五百円」に改める。

第十八条第一項中「七万五百二十円」を「七万千二百円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千八百円」を「十万六千八百二十円」に、「二万二千八百三十円」を「二万三千五百五十円」に改め、同項第二号中「二万二千八百三十円」を「二万三千五百五十円」に改める。

第十九条中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和六年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。